

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

湧別町長 加藤 政弘

市町村名 (市町村コード)	湧別町 (15598)
地域名 (地域内農業集落名)	上湧別地区 (旭・北兵村三区・北兵村二区・中湧別・北兵村一区・屯田市街地・南兵村三区・南兵村二区・南兵村一区・開盛・上富美・富美・札富美)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年5月26日 (第4回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の平均年齢51歳と高齢化が進んでいるものの、担い手対策や規模拡大の取組により、農地の利用集積率は現状92%を維持している。飼料については、畜産農家と一部の耕種農家において生産しているが、畜産農家の規模拡大等により不足している状況にある。引き続き、離農や規模縮小に伴い供給される農用地を、農地移動適正化あっせん事業や農地保有合理化事業など各種の農地流動化施策を講じながら、地域の活性化を進める必要がある。

【地域の基礎的データ】

農業者:83人(うち50歳代以下62人)、団体経営体(法人・集落営農組織等)13経営体

主な作物:たまねぎ、小麦、甜菜、大豆

主な畜産:酪農・肉用牛

(2) 地域における農業の将来の在り方

主要作物を玉葱・小麦とし、農地の集約化を段階的に進め、農作業の効率化、農作業時間の削減等を行い、自動操舵やドローンなどスマート農業の推進にも努め、より良い農業経営を目指す。飼料作物については、青刈りとうもろこしや牧草の生産拡大及び団地化に取り組む。集約化が困難な農地等については、農業支援サービス事業者による作業委託を行う。また、町・農業協同組合と連携し、新規就農者の確保・育成を行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	3,561.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	3,561.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体を農地バンクに貸し付け、農地の集約化を進める。その際、農業者の代表である農業委員を中心に調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
農用地の基盤整備をする必要が生じた場合は、公社営や道営基盤整備事業等を活用し、実施する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
町・JA、農業改良普及センター等の関係機関と連携し、多様な経営体の確保・育成に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で農作業の効率化・遊休農地の発生防止を図るため、農業協同組合におけるコントラクター事業を活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input checked="" type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣による農業被害を防止するため電子柵・はこわな等の設置、猟友会と連携した捕獲などのほか、被害発生場所や被害状況を把握し、どのような対策が必要なのか検討するとともに、捕獲人材の確保・育成を進める。
- ②バイオガスプラントから排出される消化液等を有効活用するなど、環境負荷低減や持続可能な農業に取り組む。
- ③スマート農業に関する研修等に参加するなど情報収集や新技術、省力化・生産性向上機械等を取り入れ、農作業の効率化や環境負荷低減を意識した営農に努める。
- ④整備した畑地で、麦・大豆、野菜等の高収益作物、飼料作物の輪作を推進する。連作障害防止のため青刈りとうもろこしを生産する。また、作物の国外需要に応じ、輸出の推進を行う。
- ⑥甜菜・加工用馬鈴薯などを輪作体系に組み込んだ畑作経営を行う。
- ⑦国営畑地灌漑事業で整備した施設について、町と農業者で連携し保全管理していく。地域の活動組織を中心とした農地・農道・用排水路等の農業生産基盤の保全活動を推進する。
- ⑧地域農業を支える農業用施設の整備や老朽化した施設の再編集約化・合理化等を推進する。
- ⑨耕種農家が生産した飼料作物を畜産農家が利用し、家畜排せつ物由来の堆肥を農地に還元する耕畜連携の取組みを推進し、持続的な国産飼料作物の生産と利用拡大を図る。(地域内での飼料作物の生産は現状2,337ha、目標2,337ha)
- ⑩担い手育成・確保のため、受け入れ態勢の確保や新規就農者への支援を行う。

上記記載のほか地域計画と連携する各種補助事業を活用して農業経営の安定化を図る。